

(システム施行)

保 体 号 外
令和8年5月19日

県立学校長 殿

保健体育安全課長
(公印省略)

クマの出没に対する児童生徒等の安全確保について (通知)

このことについて、別添のとおり文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課外1者から事務連絡がありましたので、承知願います。

表題の件については、令和7年10月31日付け保体号外「クマの出没に対する学校及び登下校の安全確保について (通知)」にて周知したところですが、春になり県内各地において、人の生活圏でのクマの出没情報等が多数発生しております。宮城県内全域には4月19日から宮城県野生鳥獣被害対策本部による「クマ出没警報」が発令されておりますが、別紙の通り6月18日まで継続となりました。

各学校におかれましては、引き続き日頃からクマの出没情報に留意し、各地域の実情に応じた対策を検討いただくとともに、危機管理マニュアルの見直しや学校及び登下校時、日常生活における注意喚起をお願いいたします。

なお、学校近辺でのクマ出没情報等への対応として、メール等による注意喚起や警察へのパトロール強化要請をはじめとする「事故を未然に防ぐ対応」を取られた場合は、その内容について下記担当まで速やかに一報願います。

<担 当>

担 当：学校安全・防災班 佐藤

電 話：022-211-3669

FAX：022-211-3796

E-mail：hokenaa@pref.miyagi.lg.jp

(電子メール施行)

保 体 号 外
令和8年5月19日

市町村教育委員会学校安全主管課長 殿

宮城県教育庁保健体育安全課長
(公 印 省 略)

クマの出没に対する児童生徒等の安全確保について (通知)

本県の教育行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記の件について、別添写しの通り県立学校に周知しましたので、承知願います。

< 担 当 >

担 当 : 学校安全・防災班 佐藤

電 話 : 022-211-3669

F A X : 022-211-3796

E-mail : hokenaa@pref.miyagi.lg.jp

(システム施行)

保 体 号 外
令和8年5月19日

教育事務所長 殿
(学校安全教育担当者 扱い)

保健体育安全課長
(公印省略)

クマの出没に対する児童生徒等の安全確保について (通知)

このことについて、別添写しのとおり各市町村教育委員会学校安全主管課長宛て通知しましたので、承知願います。

<担 当>

担 当：学校安全・防災班 佐藤

電 話：022-211-3669

F A X：022-211-3796

E-mail：hokenaa@pref.miyagi.lg.jp

全国的にクマの目撃情報が多発していることを踏まえ、児童生徒等の安全を確保するため、各地域の実情に応じた対策の検討や注意喚起等をお願いします。

事務連絡
令和8年5月15日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課 御中
各国公私立高等専門学校担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県専修学校主管課
専修学校を置く各国立大学法人担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

クマの出没に対する児童生徒等の安全確保について

このことについては、令和7年10月30日付事務連絡にて周知等をしたところですが、昨秋同様、春になり全国の様々な地域において、市街地や集落など人の生活圏でのクマの目撃情報等が発生しております。例年春から夏にかけてのクマの出没情報数は6月が多くなる傾向があり、引き続きクマ出没に対する学校生活や登下校の安全確保や不安解消についての対応が求められているところです。

クマの出没に対する児童生徒等の安全確保については、上記事務連絡の発出や、都道府県等教育委員会向け緊急連絡会の開催（同年11月6日）を通じて、クマの出没時における児童生徒の安全確保に関し、通学路の点検・変更等の安全対策の実施や、各地域の実情に応じた学校の危機管理マニュアルの改訂等について、環境省作成の「クマ類の出没対応マニュアルー改定版ー」やクマの生息地域を有する教育委員会の取組事例を交えて周知したところです。

上記資料等に加え、本年3月の環境省作成「クマによる人身被害事例からクマに出会わないためにできることや出会ってしまった時の対処について」（別添1）等も参考に、引き続き、日頃からクマの出没情報に留意し、必要に応じて、通学路の点検や変

更、クマの出没時の安全対策や連絡体制など、各地域の実情に応じた対策を検討いただくとともに、危機管理マニュアルの見直しや学校及び登下校時、日常生活における注意喚起をお願いします。

また、対策の検討に当たっては、地方公共団体の鳥獣行政担当部局や警察等の関係機関と連携・協力を図るなど、クマの出没時に迅速かつ的確に対応できるよう対応の検討・体制整備に努めるようお願いします。特に児童生徒等への安全指導・安全教育については、クマの生息地域を有する教育委員会の取組事例（別添2及び別添3、昨年10月30日付事務連絡添付資料3及び4に該当）を参考に、クマの出没時を想定した児童生徒等への安全指導・安全教育を徹底いただきますようお願いします。

加えて、文部科学省においては「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」において、登下校見守りボランティアの活動にあたってクマ対応に必要となる消耗品（例：クマ鈴、クマ用ベル、ホイッスル等）に加え、子供たちの安全確保に必要な携帯品に対する経費として児童生徒分も含めて支援しています。また、学校における安全対策の取組についても、児童生徒等への安全指導・安全教育も含め、「学校安全教室推進事業」や「学校安全総合支援事業」にて支援しておりますので、必要に応じてご活用をお願いします。

このことについて、各都道府県・指定都市教育委員会においては所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管部課においては所轄の学校法人及び学校に対し、附属学校を置く各国公立大学法人担当課においては所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄の学校設置会社及び学校に対し、各文部科学大臣所轄学校法人担当課においてはその設置する学校に対し、厚生労働省の専修学校主管課においては所管の専修学校に対して、それぞれ周知いただくようお願いいたします。

周知に際しては、全ての学校に一律に周知するのではなく、その周知先を適切にご判断いただくとともに、各学校において留意が必要な点を整理するなど、効率的・効果的な周知を行っていただくようお願いいたします。

（別添1）

「一クマによる人身被害事例から一クマに出会わないためにできることや出会ってしまった時の対処について」令和8年3月環境省作成

（別添2）

花巻市教育委員会等クマ出没対応マニュアル[岩手県花巻市教育委員会]（昨年10月30日付事務連絡別添3に該当）

(別添3)

男鹿市教育委員会クマ出没対応マニュアル [秋田県男鹿市教育委員会] (昨年10月30日付事務連絡別添4に該当)

(別添4)

「熊の出没に係る警察の対応について (通達)」令和8年5月8日警察庁

(参考)

[「クマ類の出没対応マニュアルー改定版ー」令和3年3月環境省作成](#)

<本件担当>

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課 安全教育推進室

電話：03-6734-2695 E-Mail：anzen@mext.go.jp

環境省自然環境局

野生生物課鳥獣保護管理室

電話：03-5521-8285 E-Mail：shizen-choju@env.go.jp

- クマによる人身被害事例から -

クマに出会わないためにできることや 出会ってしまった時の対処について

2026（令和8）年3月

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

目次

01.

人身被害の事例 — 分析結果から —

→ いつ、どこで？どんな行動をしている時に被害が起きている？

02.

出会わないために — 人の生活圏 —

→ 被害者の行動から見える出会わないための方法は？

03.

出会わないために — クマの生息域 —

→ 被害者の行動から見える出会わないための方法は？

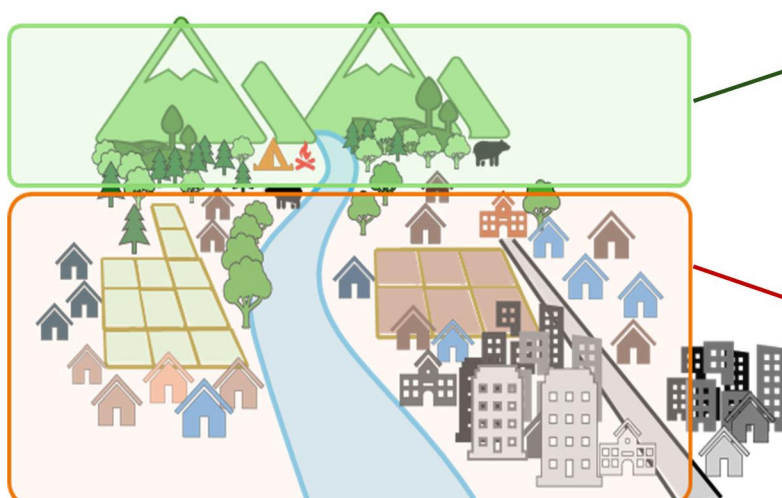
04.

出会ってしまった場合には

→ 出会ってしまった時に正しい対処方法と、してはいけない行動とは？

はじめに

近年、多くの地域でヒグマ・ツキノワグマ（以下「クマ」という。）が人の生活圏に侵入し、人身被害が増加しています。いつ、どこで、どのような行動をしている時にクマによる人身被害が起きているのか、人身被害発生状況を平常年（令和6年度）、大量出没年*（令和5，7年度）に分け、分析した結果からクマに出会わないための対策や、出会ってしまった時に何ができるのかを事例ごとに紹介します。*クマの大量出没が東北地方を中心に発生した年度



クマの生息域

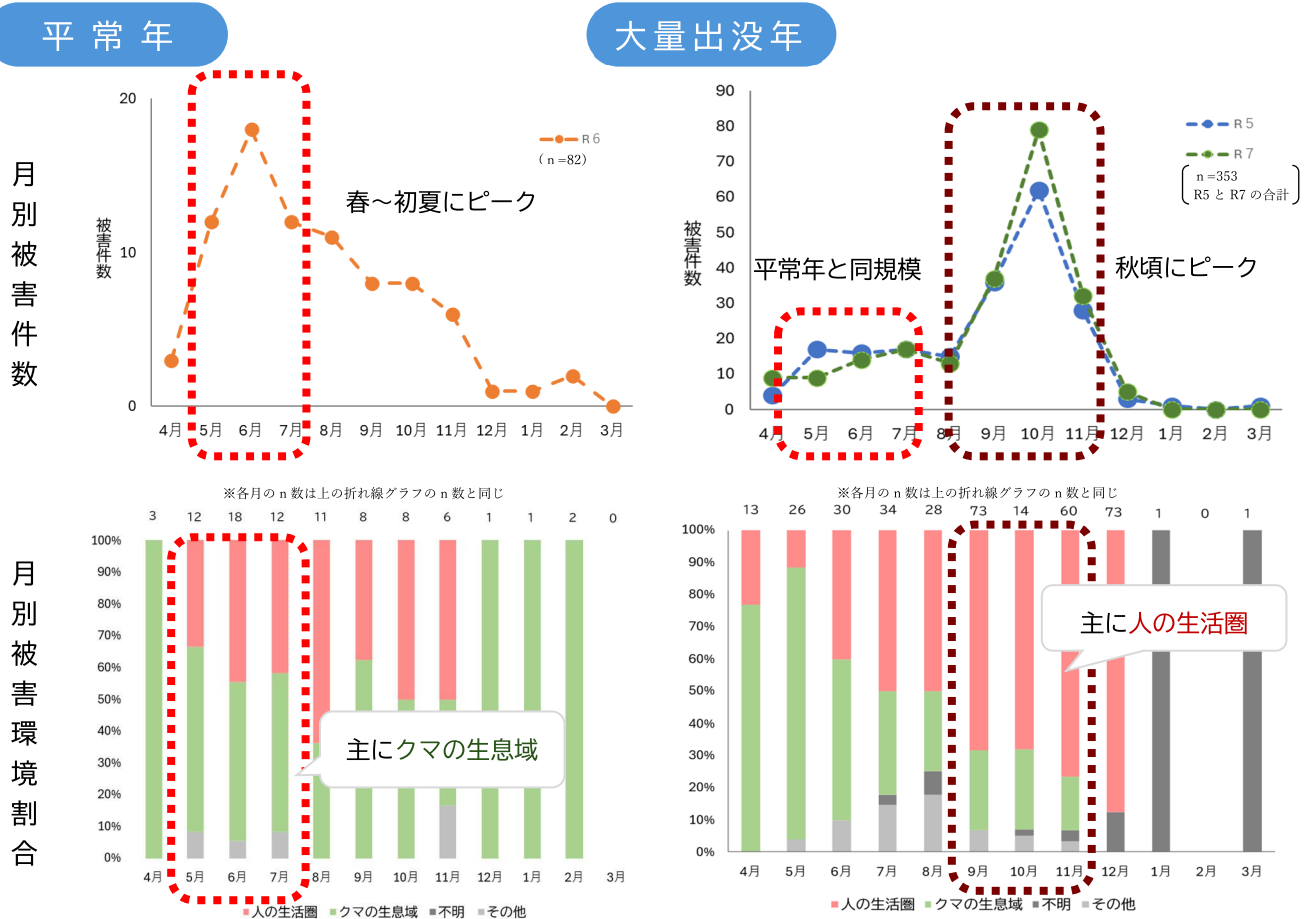
森林や河川敷等、山林部を含んでいます。

人の生活圏

本レポートでの、「人の生活圏」は、クマの生息地に接する中山間地域の集落等も含んだ市街地、人家周辺、道路、農地と、その周辺の人の生活環境になります。

01. 人身被害の事例 — 分析結果から —

環境省が収集した全国の人身被害データをもとに、発生状況を整理しました。



* <<環境の区分>> 人の生活圏：市街地、人家周辺、道路、農地 クマの生息域：森林、河川敷

上記より、2つのポイントが見えてきました。

- ★ POINT 1：平常年と大量出沒年ともに、春～初夏にかけてクマの生息域で被害が発生している。
- ★ POINT 2：大量出沒年の秋には、人の生活圏において高い割合で被害が発生している。

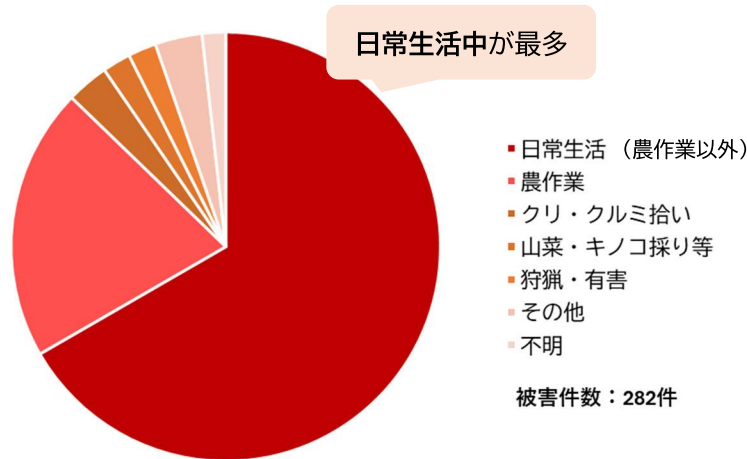
➡ 「人の生活圏」と「クマの生息域」の2つの視点で考えることが重要！

クマとの突発的な遭遇などは、適切な対策や行動をすることで防ぐことができます。出会ってしまった際の、状況は様々ではありますが、基本となる対処方法や行動は共通しております。

実際の事例も紹介しつつ、次からは、「クマの生息域」と「人の生活圏」それぞれの環境で発生した人身被害状況からみる、クマに出会わないためにできること・出会ってしまった時にできる対処法について紹介をします。

02. 出会わないために — 人の生活圏 —

人の生活圏（市街地・人家周辺・道路・農地）での被害について、被害者の行動を分類したところ、以下のような結果となりました。



散歩や自宅周辺での活動等の日常生活での被害が最多となっています。人の生活圏にクマが侵入して起きる事故については、事故に遭いやすい特定の行動があるわけではなく、誰もが事故に遭う可能性があります。人の生活圏内でクマに出会わないためには何ができるのか、被害防止の観点から、どのような対策や、行動が考えられるか、3つの項目に分け整理しました。

寄せ付けない

（人家周辺・農地）

●放任果樹等の管理

樹木伐採や果実の除去等で誘引物は適切に管理しましょう

●電気柵の設置

畑・果樹園等の周辺に設置し、クマの侵入を防止します。効果的な電線の間隔等設置のポイントをおさえること、草刈り等の管理も必要です

（人家周辺）

●生ゴミの管理の徹底

野外に生ゴミを含むゴミを放置しない等、管理を徹底しましょう

（人家周辺・農地）

●草刈り・藪の刈払い

田畑や道路周辺の草刈りを行い、見通しを確保しましょう。クマから人が見える、人からクマが見える状況を作ることが重要です

人の存在を知らせる

（農地）

●音がでるものを持ち歩く

ラジオ等で不意な遭遇を減らします

●複数人で行動する

一人していると案外音（気配）は出ません

●クラクションを鳴らす

人がいること、人が近づくことをクマに知らせます

（通学）

●音がでるものを持ち歩く

クマ鈴等を付けて登下校すると不意な遭遇を減らせます

出会いを避ける

（人家周辺・道路）

●クマの出没情報が出ている場合

クマに出会いやすい早朝夕方の時間帯★を避け、徒歩での外出を控えましょう

●クマの出没情報を調べる

最新情報を知り、クマが近くに出没していたら外出時に注意を払いましょう

★¹被害発生時間に傾向はある？（令和7年度人身被害状況より作成）

明け方や日の入り前後に被害が多く発生していることが分かりました。



— 人の生活圏で起きた被害事例の紹介 —

事例①：誘引物が招いた被害

● 被害状況：2025年 自宅敷地内にて 軽傷

車の陰から飛び出してきたクマに襲われました。敷地内にあった農作業で発生したモモの残渣に誘引されて侵入したと考えられました。

- ➔ 放棄果樹や農作物の残渣は、クマにとって魅力的な食物です。これらの除去を行い、人家周辺に寄せ付けないことで人身被害を抑制することができます。

事例②：ランニング中にクマと遭遇

● 被害状況：2025年 農地道路にて 頭部を負傷

ランニングしていたところ、藪の中から出てきた親子グマに襲われ負傷しました。

- ➔ 藪は、クマをはじめとする野生動物が身を潜めやすいです。見通しが悪い場所ではお互いの存在に気が付かずに両者が接近してしまい、被害が発生する要因となります。また、徒歩に比べて、速度が速いランニングは、不意にクマに接近してしまい出会い頭の遭遇リスクが高くなる可能性が考えられます。

見通しの良いコースを選ぶ、複数人で走る、大きな音を立てながら走るなどの対策をとり、万が一、クマと遭遇してしまった場合は、後述の「正しい対処法」の中で、できる限りの対処を行きましょう。

事例③：事前情報があったがクマと遭遇

● 被害状況：2025年 山林際の道路にて

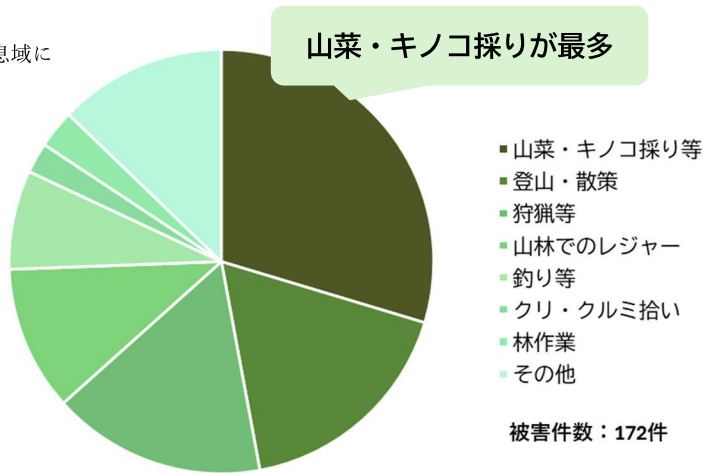
被害者は朝6時頃から散歩に出かけ、クマに襲われました。事前に近隣の知人から「クマが出ているので散歩は危ない」と声掛けがありましたが、散歩を続けていました。

- ➔ クマと出会う可能性が大きいと考えられる場合は、外出を控える、散歩コースを変更するなど、クマと出会わないための対策を行きましょう。

03. 出会わないために — クマの生息域 —

クマの生息域（森林、河川敷★²）での被害について、被害者の行動を分類したところ、以下のような結果になりました。

★²便宜的に河川敷はクマの生息域に分類しています



山での山菜・キノコ採り中に、被害にあった件数が最も多く、次いで登山・散策中、狩猟等や山林でのレジャー中に被害に遭うことが多い結果となりました。クマの生息域内で、被害防止の観点から、どのような対策や、行動が考えられるのか、行動別にそれぞれ紹介します。

山菜・キノコ採り等

- クマの行動が活発な明け方・日の入り前後に行動しない
- ラジオや鈴を持ち歩く
鈴は立ち止まっているときには音が鳴らない点に注意しましょう
- 周囲の状況に気を配る
見通しの悪い場所や、音が響きにくい場所では、意識して大きな音や声を出しましょう。クマは木登りが得意なため、頭上にも気を配りましょう
- 複数人で行動する
採取に夢中になり同行者と距離を開けないよう気を付けましょう。距離が開くと単独で行動しているのと同じ状況になります
- 出没情報を確認する（自治体情報等）
直近の山菜・キノコ採りを行う場所の目撃・出没情報を確認し情報があれば、近づかない

登山や散策・山でのレジャー

- ラジオや鈴を持ち歩く
雨天時にレインカバーに圧されて鈴が鳴らなかったり、川のそばや雨等の水音で鈴などの音が周辺に響かない点に注意しましょう
- 食べ物の匂いに注意する
食べ物の匂いがもれないように、密閉容器に保管したり、残飯やごみを放置しないよう注意しましょう。またテントの中に匂いのある食べ物があると、クマを誘引する可能性があります。食べ物は堅牢な場所（食料保管庫、車等）に保管しましょう
- 見通しの悪い場所は慎重に移動する
トレイルランニング等で見通しの悪い場所を通過する際は、速度に注意し、急な遭遇を避けるように慎重に行動しましょう

- クマと思われる痕跡（フン・足痕・爪痕等）を見つけた場合は、すぐに静かに立ち去る。
近くにクマがいる可能性があります。滞在し続けずに、静かにその場から離れましょう。

★注意！ キャンプ場で気を付けよう！

キャンプ場がクマの生息域に位置する場合は、周囲に人がいてもクマと遭遇する可能性は人の生活圏と比べ高くなります。十分な対策を行った上でキャンプを楽しみましょう。

① 見通しのいい場所を選ぶ

近くに車両を止められる場所や、緊急避難先（管理棟）がある場所を選ぶことも有効です。

② キャンプ場や自治体・都道府県の出没情報の確認

近年都道府県や地方自治体の他、キャンプ場の SNS や HP でもクマの出没情報が多く発信されています。

③ クマ撃退スプレーを携帯しましょう

不意の遭遇に備え、クマ撃退スプレーを準備携帯しましょう。最近では通販で購入も可能です。カプサイシン濃度の高いものなど、効果の高い商品を選びましょう。

④ 携帯式電気柵やフードコンテナ（密閉容器）を使用しましょう

北海道では、携帯式電気柵やフードコンテナのレンタルをしている施設もあります。積極的にこれらを使用することで、クマを誘引するリスクを減らすことができます。



図 携帯式電気柵（左）とフードコンテナ（右）

・引用：環境省自然環境局知床国立公園 知床半島先端部地区利用の心得 web サイト SHIRECOCO
(<https://www.env.go.jp/park/shiretoko/guide/sirecoco/bear02/>)

— クマの生息域で起きた被害事 の紹介 —

事例：山菜・キノコ採りでの被害

* 被害状況：2025年 山林にて 重傷

山菜を採り終え下山しようとしたところ、木の上から子グマが一頭落下しました。その子グマに襲われ、重症を負ってしまいました。

- ➡ クマは木登りが得意です。森林内を歩く際は、頭上にもクマがいないか確認し、左右だけではなく上方向にも目を配って歩きましょう。

04. 出会ってしまった場合には…

○ 正しい対処方法

- 慌てず、ゆっくり移動する
- クマ撃退スプレーを使用する
- 人の生活圏では電柱・車等、クマと人との間に遮蔽物を挟むように移動する
- 近くの家や、民家に助けを求める

★³襲われそうになった場合は、防御姿勢をとる

× してはいけないこと

- クマに対して大きな声や音を出して威嚇する
- 背中を見せ、走り出す
- クマに対して物を投げたりして、刺激を与える
- リュックやかばんを置いて逃げる
食べ物が入っていた場合、意図しない餌付け行為につながります

★³防御姿勢について

(防御姿勢はあくまで最終手段です。上記の正しい対処方法を実施した上でもクマが襲ってきた場合に対処する方法ですので、ご注意ください。)

うつ伏せになり、顔や胸、腹部を守りましょう。後頭部と首の後ろは手指を組み合わせることで攻撃を防ぎます。手や、腕、背中では攻撃を受けますが、急所を守ることで致命傷を防ぐことが重要です。

特に、人の生活圏に出没したクマはパニックになっていることもあるため、屋内や車内の安全な場所に退避することが望ましいですが、出会い頭の遭遇により、攻撃を受けそうになった場合は、フードや帽子等で頭部を守りつつ、防御姿勢をとりましょう。

*ヘルメットやリュック(登山バック)があることで、背中や頭部へのダメージを軽減することができます。(引用：環境省.クマ類の保護及び管理に関するレポート.2025年3月。

https://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3-report/r06report_kuma.pdf)

クマによる受傷部位の
77% は頭部



防御姿勢の取り方

★ クマ撃退スプレーは適切に使用しましょう

クマ撃退スプレーを実際に使用するのはクマが目の前にいる状況です。冷静な行動や判断をすることは非常に難しいと考えられます。クマ撃退スプレーの構造や射程、使用方法は事前に確認・練習しておき、いざ使用となった場合に、手間取らないようにスプレーの携帯方法(携帯位置、取り出し方法等)を決めておくなど、適切に使用できるような工夫をすることが重要です。

また、クマは威嚇のための突進(ブラフチャージ)と、攻撃のための突進を行うことが知られています。クマ撃退スプレーは噴射距離内まで十分にクマを引き付けてから噴射をすることにより効果が得られるため、クマの行動をしっかりと確認し、発射準備を行った上で、発射タイミングを測ることが重要です。

■ 参考資料

- ▶ 自治体やビジターセンター、キャンプ場等が発信する情報
お住まいの自治体や、ビジターセンター、キャンプ場等が発信する情報を確認しましょう。

(例)

- ・ 環境省 <https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/effort12.html>
- ・ 秋田県 <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/23295>

- ▶ クマについて正しく理解する

- ・ 環境省(クマ類の生態について(参考資料2))
<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/kuma-habitat.pdf>
- ・ 秋田県(クマについてよくあるご意見・ご質問)
<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/85123>

- ▶ クマの痕跡画像

クマの痕跡の種類や形、色は様々ありますが、フン・足跡・爪痕の一例を紹介します。

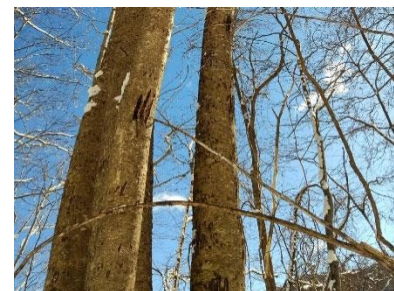
- ・ フン



- ・ 足跡



- ・ 爪痕



- クマによる人身被害事例から -

クマに出会わないためにできることや

出会ってしまった時の対処について

2026（令和8）年3月

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

電話：03(5521)8285

業務請負者 一般財団法人 自然環境研究センター

〒130-8606 東京都墨田区江東橋3丁目3番7号

電話：03(6659)6310（代表）

令和8年度 花巻市教育委員会等クマ出没対応マニュアル

☑ クマ出没時の対応チェック表

☐チェックボックスで確認！

クマの出没情報

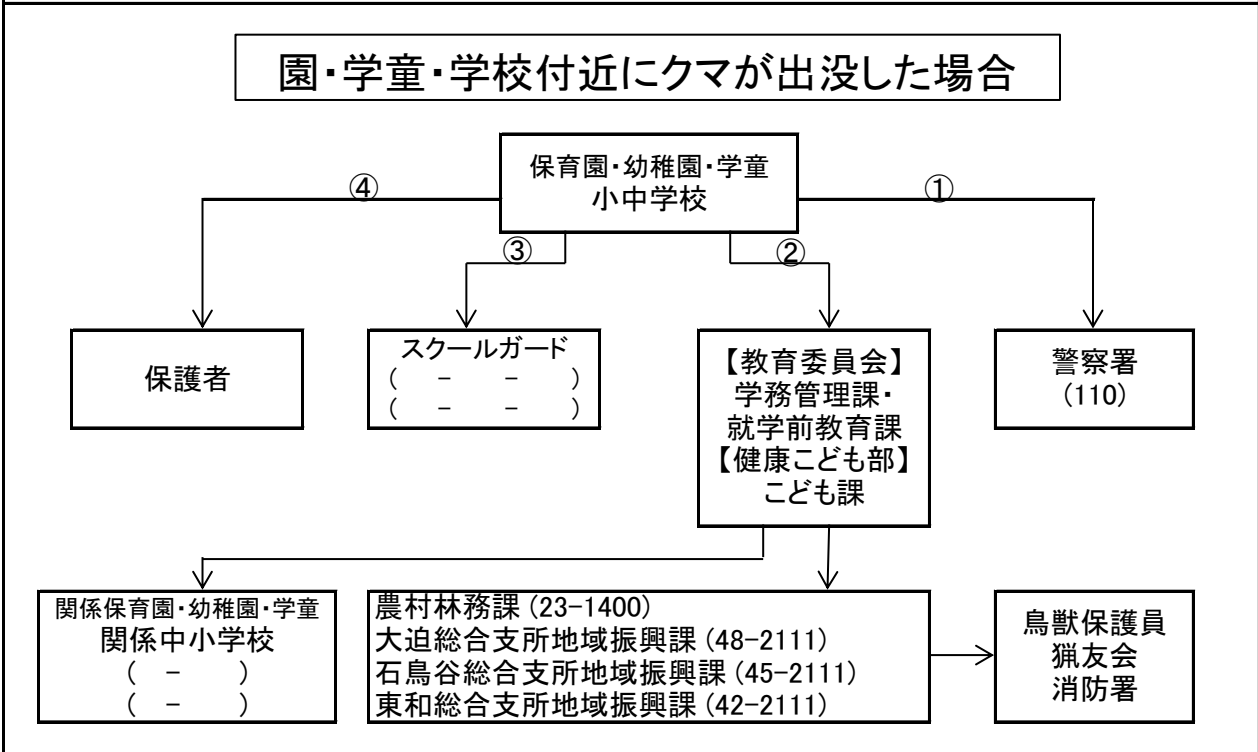
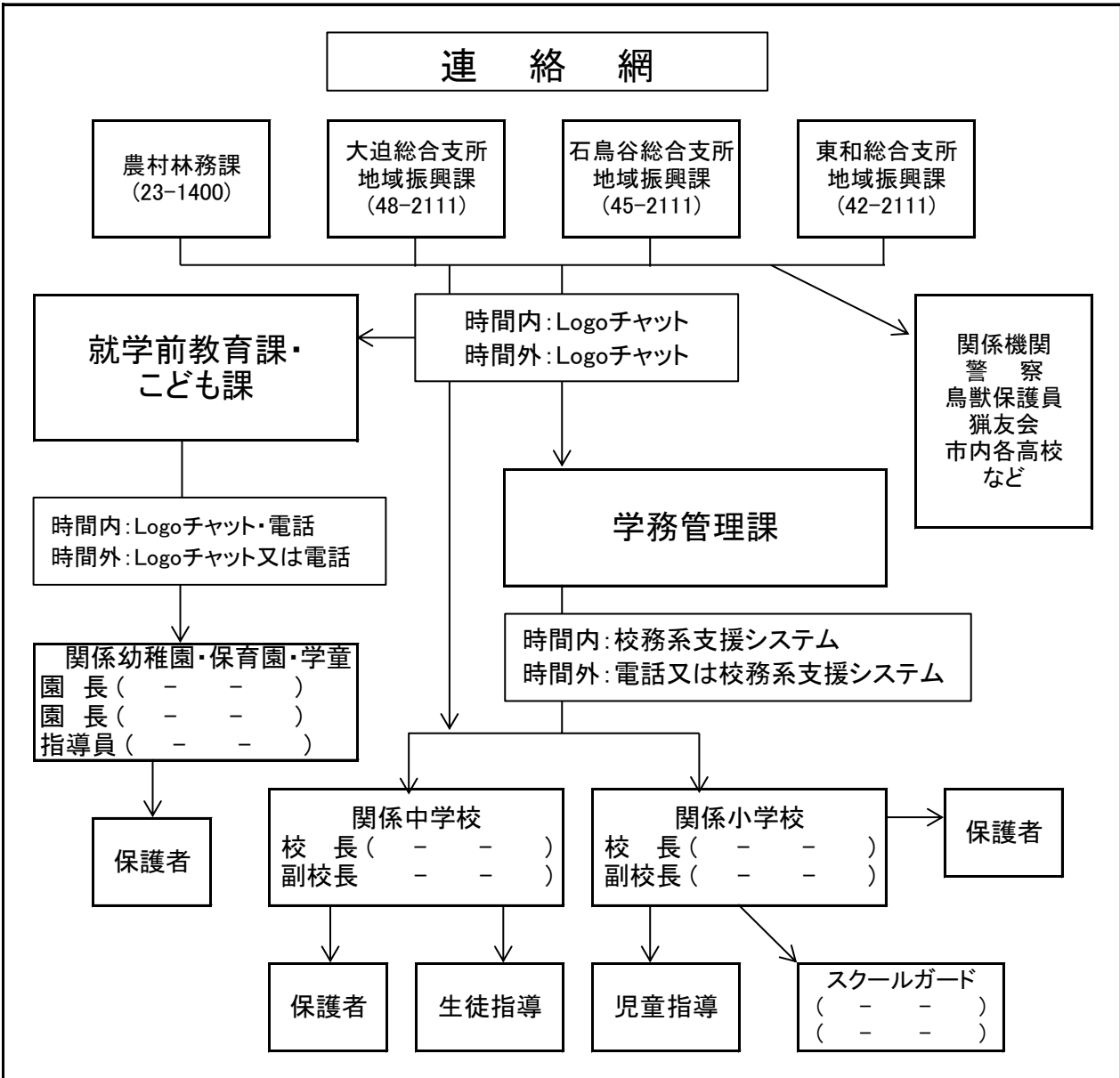
緊急対応が必要か

必要ない

最新情報の収集及び状況に応じて、教育委員会・警察・スクールガード等関係機関との連携

必要

登 校 前	<input type="checkbox"/> 職員の緊急招集、情報共有と対応協議 <input type="checkbox"/> 通学路の安全確保 <input type="checkbox"/> 教職員等による巡回・立哨・出迎え等 <input type="checkbox"/> 警察・スクールガード等への支援要請 <input type="checkbox"/> 警察・学務管理課・こども課・就学前教育課への連絡 <input type="checkbox"/> 登校時におけるバス・タクシー・公用車の必要性判断(教育委員会) <input type="checkbox"/> 保護者への連絡(メール配信等) <input type="checkbox"/> 園・学校が得た情報を正確に伝達 <input type="checkbox"/> 登園・登校時の注意事項指示 <input type="checkbox"/> 自家用車等での登校依頼(徒歩・自転車での移動は避ける) <input type="checkbox"/> 保護者等が送迎できない場合、バス・タクシー・公用車の利用希望確認 <input type="checkbox"/> 市から配布したクマ除けベルの装着確認を依頼 <input type="checkbox"/> クマ撃退スプレーの在庫確認 <input type="checkbox"/> 必要に応じて、付き添いや見守り等の依頼	<input type="checkbox"/> 学校の近くに出没した <input type="checkbox"/> 人に危害が加えられた <input type="checkbox"/> 主要通学路に出没した
	<input type="checkbox"/> 子どもの安全確保 <input type="checkbox"/> 全員の所在確認 <input type="checkbox"/> 教室(屋内)への避難及び待機 <input type="checkbox"/> 屋外での活動の制限 <input type="checkbox"/> 職員間での情報共有と対応協議 <input type="checkbox"/> 警察・学務管理課・学校教育課・こども課・就学前教育課・学童クラブへの連絡 <input type="checkbox"/> 児童生徒への連絡 <input type="checkbox"/> 業間時間・昼休み時間の過ごし方の指導 <input type="checkbox"/> 保護者への連絡(メール配信等) <input type="checkbox"/> 園・学校が得た情報を正確に伝達 <input type="checkbox"/> 園・学校の対応	
下 校 時	<input type="checkbox"/> 職員間での情報共有と対応協議 <input type="checkbox"/> 下校手段の検討 <input type="checkbox"/> 通学路の安全確保 <input type="checkbox"/> 職員による巡回・立哨・付き添い等 <input type="checkbox"/> 警察・スクールガード等への支援要請 <input type="checkbox"/> 児童生徒への連絡 <input type="checkbox"/> 下校時の注意事項伝達 <input type="checkbox"/> 下校時刻及び下校方法(集団下校、保護者への引き渡し等)の徹底 <input type="checkbox"/> 保護者への連絡(メール配信等) <input type="checkbox"/> 下校時刻及び下校方法(集団下校、保護者への引き渡し等) <input type="checkbox"/> 自家用車等での下校依頼 <input type="checkbox"/> 保護者等が送迎できない場合、バス・タクシー・公用車の利用希望確認 <input type="checkbox"/> 市から配布したクマ除けベルの装着を確認(装着していない場合は貸与) <input type="checkbox"/> 必要に応じて、迎えや見守り等の依頼	
継 続 対 応	<input type="checkbox"/> 保護者への連絡(メール配信等) <input type="checkbox"/> 最新情報の提供 <input type="checkbox"/> 翌日の登校方法等 <input type="checkbox"/> 学校が実施する通学路の安全対策 <input type="checkbox"/> 休日等、校外での過ごし方の指導 <input type="checkbox"/> 市から配布したクマ除けベルの装着を改めて依頼 <input type="checkbox"/> 不安を訴える子どもの確認と心のケア依頼	



【時間外(平日早朝・夜間、休日)におけるSMS等での発信例】

(市教委→出没学校の小・中学校の緊急連絡先・LoGoチャット)

【熊情報】市教委の〇〇です。本日〇時頃、〇〇第〇地割〇番地付近にて成獣1頭の見撃情報あり。〇〇方面に向かっていったとのこと。警察、猟友会に連絡済。広報車で注意喚起中。注意喚起をお願いします。



出没学区の小・中学校のLoGoチャット(校長先生及び副校長先生)及び
緊急連絡先に送信します。

受信確認後は、必ず確認した旨の返信をお願いします。

(※学区境界付近の場合は周辺小・中学校にも送信します。)

各校における対応例

- ◎ 普段から保護者・地域・関係機関とクマが出没した際の対応を協議しておく
 - ・ 校舎近辺の草木を切って、明るく、見通しを良くしておく(●)
- ◎ 巡回・立哨・出迎え等の時間や役割分担、位置等を決めておく
- ◎ 保護者への連絡(一斉メール等)
 - ・ 保護者による付き添いや見守り等の依頼など(●)
- ◎ クマ除けベルの装着確認等
- ◎ クマ撃退スプレーの確認
(使用方法等を予め確認しておく)
[使用方法動画リンク: https://www.city.hanamaki.iwate.jp/kosodate_kyoiku/kyoiku/oshirase/1024670.html]
- ◎ スクールガードへの協力依頼
- ◎ 出没場所が学校近くの場合は・・・
 - ・ 朝・夕の大音量での放送による追い払い
 - ・ 雷管・爆竹・ロケット花火による追い払い
(近隣住民への周知が必要)
 - ・ 1人で行動しないで、複数体制で対応する

子どもへの指導例

- ◎ 1人で行動しないで、友達と一緒に行動する
- ◎ 集団登下校の指導
- ◎ 携帯品の指導
 - ・ クマ除けベルの装着
 - ・ 空のペットボトル(パコパコという音が嫌い)
- ◎ 食べ物を持ち歩かない
- ◎ クマを見かけたら、近くの大人やどこでもいいので近くの民家に保護をお願いすること
- ◎ 屋外での遊びの指導(山や藪などでの遊びは控えること)
- ◎ クマが近くにいるサインがあったら、その場から離れる
 - ・ 糞がある(人間と同じかちょっと大きめ)
 - ・ 足跡がある(幅は成獣で7~13cm)

クマの習性(猟友会より)

- 6月から10月頃までの出没が多い。
- トウモロコシ、ブルーベリー、桑の実、リンゴ、カキ、クリ、ドングリ、などを好んで食べる。
※上記のほか、家庭で排出する残飯なども好む
- 畑に出てきたクマに襲われることがある。
- エサを求めて移動する。
- クマの繁殖期(7月~8月)にはオスの行動範囲が広くなり、子連れのメスは性格が荒くなる。
- 草木を切って明るくするとよい。熊は暗いところに出る。
- 脅すと、怖がって襲ってくる。
- 子連れの場合、何も無いところに出て、子グマが遊んでいることがある。
- 出没は夕方から朝方にかけて多くなる。
- 行動範囲が広いが、出没場所は同じ場所が多い。
- 驚いた場合は、パニックになりどこに向かうかわからない。
- 子クマを見ても絶対に近づかない。
- 夏の暑いときは、川で遊んでいることがある。
- 嗅覚がものすごく敏感で、においにつられて来ることもある。
- もしも、クマに出会ってしまったら
 - ・ 背中を見せて走って逃げないで(本能的に襲ってくる)ゆっくりと後ずさりして離れる
 - ・ カバンなどを持ち物を置いて、それにクマが気を取られている隙に逃げる
 - ・ クマが興奮するので、大声で叫んだり、石や棒などを投げつけない

男鹿市教育委員会 クマ出没対応マニュアル

令和7年11月改訂 男鹿市教育委員会

☆クマ（ツキノワグマ）の習性

- ・昼行性で、特に朝と夕方の薄暗い時間帯に最も活発に活動する。
- ・農作物や実のなる庭木などに通うことを覚えたクマは、人に見つからないよう、夜に活動することもある。
- ・警戒心が強いため、うす暗いところに出やすい。
- ・エサを求めて移動する。行動範囲が広い。
- ・嗅覚が鋭く、においにつられてくることがある。
- ・臆病だが、脅かすと怖がって襲ってくることもある。
- ・自然界にない大きな音、音楽が苦手。

【春】冬眠から目覚める季節

- ・植物の新芽や山菜、タケノコを食べる。

【夏】子グマ→独り立ち、大人グマ→交尾の季節

- ・山の中に食べ物が少ない季節のため、農作物などを狙って人里に出やすい。

【秋】冬眠に備えて脂肪を蓄える季節

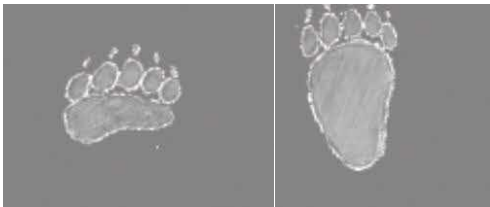
- ・活発に活動する。

【冬】冬眠の季節

- ・秋に十分に脂肪を蓄えることができないと、

☆クマ（ツキノワグマ）が近くにいるサイン

- ・糞（ふん）がある。色や形は食べ物によって変わる。
- ・足跡がある。（横幅10cmくらい。指が5本。）
- ・クマ剥ぎ（スギやヒノキの根元から2mくらいまでの樹皮が剥がされた痕跡）がある。
- ・クマ棚（樹上に折った枝を集めたもの。クマが枝を折りながらドングリなどを食べた跡）がある。



↑クマの足跡（左：前足、右：後足）



←クマ棚

☆各校における平時の対応策の例

○校地内にクマを近付けないための対策

- ・実のなる樹木等は、早めに収穫する。
- ・クマのエサになるようなものを放置しない。
- ・草等を刈り払い、クマが隠れられる茂みをなくす。
- ・朝や夕方、外での活動の際に音楽をかける等、クマが嫌がる音を出す。

○関係機関との連携、保護者へ連絡体制の確認

- ・関係機関（市教育委員会、市担当課、警察等）との連絡体制（別紙参照）を確認しておく。
- ・有事（クマの痕跡、目撃情報等）の際のパトロールを依頼する。
- ・保護者へ情報提供と注意喚起をする。

○有事（クマの痕跡、目撃情報等）の際の対応についての協議

- ・1階出入口（玄関、窓等）の施錠箇所を確認する。
- ・屋外での活動（外遊び、体育、部活動等）を屋内での活動に切り替える。
- ・登下校の対応（集団登下校、引渡し、保護者による送迎等）を確認する。

○児童生徒への安全指導

自分の身を守り、クマを寄せ付けないための方策について

- ・登下校時に、音の出るもの（クマよけ鈴、自転車のベル等）を携行する。
- ・一人で行動せず、複数の人を行動する。
- ・食べ物を持ち歩かない。
- ・クマが近くにいるサイン（足跡など）を見つけたら、その場を離れ、大人に知らせる。

クマに出遭った際の対処法について

- ・ゆっくりと後ずさりして逃げる。（背中を向けたり、走って逃げたりしない）
- ・カバン等の持ち物を置いて、クマが気をとられている隙に逃げる。
- ・大声で叫んだり、石や棒を投げつけたりしない。（クマを興奮させない）
- ・近くに逃げ込める建物や車がある場合は、すぐに避難し、保護してもらう。

クマに襲われそうになった際の対処法について

- ・両手を首の後ろで組んで、顔を伏せる姿勢をとる。（頭部や頸部への致命傷や、顔面の大ケガを防ぐポーズをとる）

クマ出没時の対応チェック表

クマの出没情報

緊急対応が必要か

必要なし

- 関係機関との情報共有
- パトロール等の依頼

必要

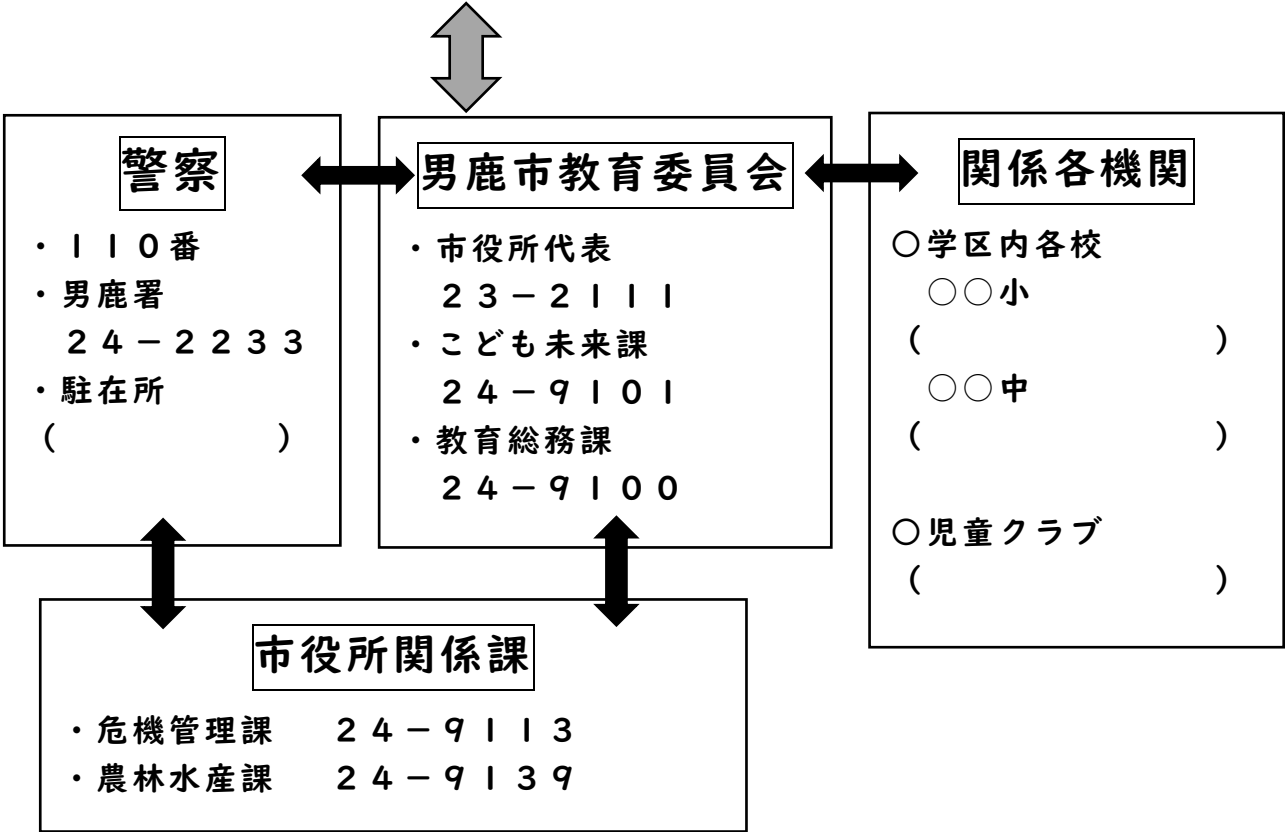
※学校の近く(学区内)に出没した、通学路に出没した等

登 校 前	<input type="checkbox"/> 職員間の情報共有と対応の協議 <input type="checkbox"/> 保護者への連絡(一斉メール配信) <ul style="list-style-type: none"> ・クマ出没情報等の提供 ・登校時の注意事項の指示 ・保護者による送迎、登校時間の変更、自宅待機等、対応についての指示 (状況に応じて判断する) <input type="checkbox"/> 関係機関への連絡(警察・市教委)
在 校 時	<input type="checkbox"/> 職員間の情報共有と対応の協議 <input type="checkbox"/> 児童生徒の安全確保と安全指導 <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の所在確認 ・屋内への避難指示、屋外での活動の制限(外遊び、体育、部活動等) ・校舎1階の施錠確認 ・在校時及び下校時の注意事項の指導 <input type="checkbox"/> 関係機関との情報共有 <ul style="list-style-type: none"> ・通学路の安全確認 ・関係機関による学校周辺及び通学路の巡回の依頼等 <input type="checkbox"/> 保護者への連絡(一斉メール配信) <ul style="list-style-type: none"> ・クマ出没情報等の提供 ・下校等に関する連絡(保護者による送迎、引渡し、部活動休止等) ・翌日の登校に関する注意事項等の指示・連絡

※安全が確保されるまで上記の対応を継続する。

クマ出没時の連絡体制（連絡網）

○学校に目撃情報等が寄せられた際には、教育委員会に第一報を。
 ○緊急性が高い場合は、警察署にも速やかに連絡を。



【報告事項について】

- 目撃場所
- 目撃日時・時刻
- クマの情報（大きさ・頭数等）
- 負傷者の情報
- 今後の対応

警視庁地域部長
 警視庁生活安全部長
 警視庁警備部長
 各道府県警察本部長
 (参考送付先)
 各管区警察局広域調整部長
 各方面本部長
 各附属機関の長

原議保存期間	1年(令和10年3月31日まで)
有効期間	二種(令和10年3月31日まで)

警察庁丁生企発第298号、丁保安発第57号
 丁備三発第91号
 令和8年5月8日
 警察庁生活安全局生活安全企画課長
 警察庁生活安全局保安課長
 警察庁警備局警備運用部警備第三課長

熊の出没に係る警察の対応について(通達)

昨年末から熊による人の生活圏への出沒事案や人身被害事案の増加を受けて、「熊の出没による人身被害防止のための対応について」(令和7年10月24日付け警察庁丁生企発第657号ほか)、「市街地等に出没した熊の駆除への対応について」(令和7年11月12日付け警察庁丁保発第209号ほか。以下「熊駆除対応PT通達」という。)等において、熊の出没による人身被害防止のための対応等を指示してきたところであるが、今年度に入っても、東北地方を中心に熊による人身被害が発生しているほか、警察官の受傷事故もあることから、熊の出没に係る警察の対応について、下記の内容を含む上記通達での指示事項を改めて徹底されたい。

記

1 児童生徒を含む地域住民の安全確保の徹底

熊の出沒事案が発生した場合は、避難誘導や現場周辺に対する立入規制、赤色警光灯や車載マイクを活用した警戒活動等による地域住民の安全確保を図ること。特に、出沒箇所が学校やその周辺及び通学路等の児童生徒が多く集まる場所である場合には、学校関係者や自治体関係者と連携し、登下校時間帯や子どもが外出する時間帯における警戒を強化するなど、児童生徒を含む子どもが熊の被害に遭うことがないように対策を徹底すること。

2 熊の駆除を行うための体制の早期確立

- (1) 「熊駆除対応PT通達」により被害の発生状況等を踏まえた熊の駆除を行うための体制の確立について指示しているところであるが、いまだ体制を確立していない都道府県警察においても、今年度の熊の出沒状況に応じて速やかに体制を確立できるようにしておくこと。
- (2) 体制を確立した場合には、市街地に熊が出沒した際、適切に熊の駆除の任務に当たることができるよう、市町村をはじめとする関係機関・団体との連携に努めるとともに、これら関係機関・団体との合同訓練等を積極的に実施するなどして、現場対応ユニットの知識及び射撃技術の維持向上のための取組を推進すること。

3 受傷事故防止の徹底

熊出没事案への対応時には、防護用資機材を着用するなど、警察官の受傷事故防止のための対策を徹底すること。また、熊に襲われたと思料される者の救出作業に当たっては、熊に襲われる可能性が特に高いため、確実に防護用資機材を着用するとともに、熊が出没することを前提に万全の備えで対応にあたること。

【本件担当】

(全般)

生活安全局生活安全企画課企画法制第二係

警 電：800-3025、3024

メール：npa_sm_kikaku_housei@national.police.jp

生活安全局生活安全企画課地域警察指導室安全対策係

警 電：800-3583

(P T 関連)

生活安全局保安課銃刀・危険物係

警 電：800-3204

警備局警備運用部警備第三課企画係、運用係

警 電：800-5525、5725

【宮城県野生鳥獣被害対策本部】 「クマ出没警報」発令を継続します

県では、先月19日から本日までの期間、県内全域に「クマ出没警報」を発令しておりますが、依然、目撃等件数が高い水準にあること等から、警報発令を継続いたします。県民の皆様には、引き続き人身被害防止のための一層の警戒をお願いいたします。

記

- 1 発令内容 クマ出没警報
- 2 対象地域 県内全域
- 3 発令期間 令和8年5月19日（火）から同年6月18日（木）まで
- 4 県民の皆様へのお願い（クマによる人身被害への注意・警戒）
 - (1) 「クマ目撃等情報マップ」を参考に、①朝夕の行動を避ける、②クマ鈴など音を鳴らす、③多人数で行動する、④生ゴミを放置しないなど、基本的な遭遇防止対策の徹底をお願いします。
 - (2) 山林内では、沢沿いや背丈の高い藪など、クマの行動ルートになる場所には近寄らないようお願いします。
 - (3) クマに遭遇したときは、急な動作をするとクマを刺激し、襲われる可能性が高いので、落ち着いて静かに背中を見せないようにして離れてください。
 - (4) クマに襲われた場合は、地面に腹ばいになり、両手で首の後ろをガードして首や頭を守ってください。

【参考情報】ツキノワグマの被害に遭わないために

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/kumatyuui.html#awanaitameni>



5 その他

- (1) 令和8年度クマ目撃等情報

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/r8kumamokugeki.html>



- (2) 令和8年5月のクマ目撃等件数 122件（※18日午前9時時点）

【市町村別の内訳】

仙台市 36、石巻市 4、気仙沼市 3、白石市 3、名取市 4、岩沼市 4、登米市 6、栗原市 4、東松島市 4、大崎市 15、富谷市 5、蔵王町 5、村田町 2、川崎町 3、丸森町 1、松島町 7、利府町 1、大和町 9、大郷町 2、南三陸町 4

- (3) 過去5年間におけるクマ目撃等件数の推移

年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	(参考)8年度
目撃等件数	680件	549件	1,357件	800件	3,559件	260件
（うち4月）	(24件)	(34件)	(25件)	(32件)	(26件)	(138件)
（うち5月）	(123件)	(99件)	(96件)	(91件)	(111件)	(122件)

宮城県クマ出没注意報等発出実施要領

(目的)

第1条 この要領は県民にクマに対する注意を喚起し、県内における、クマによる人身被害を防止するため、クマの出没に係る予報、注意報及び警報の発出について必要な事項を定める。

(注意報等の名称)

第2条 注意報等の名称は次のとおりとする。

- (1) クマ出没シーズン予報（以下「予報」という。）
- (2) クマ出没注意報（以下「注意報」という。）
- (3) クマ出没警報（以下「警報」という。）

(予報の基準及び発表時期)

第3条 予報は、県が行うブナ豊凶調査結果を受け、11月下旬（冬季出没予報）及び2月下旬（春季～秋季出没予報）の2回発表する。

(注意報発出の基準)

第4条 注意報は、次の基準に該当するかを踏まえ、総合的に判断し発出する。

- (1) 当該月のクマの目撃等件数が過去5年の同月平均値の1.25倍以上のとき。
- (2) 人身被害が発生したとき。
- (3) その他クマの出没による人身被害の発生が懸念されるとき。

(警報発出の基準)

第5条 警報は、次の基準に該当するかを踏まえ、総合的に判断し発出する。

- (1) 当該月のクマの目撃等件数が過去5年の同月平均値の1.5倍以上のとき。
- (2) クマによる死亡事故が発生し、又はけがなどの人身被害が、直近の人身被害と同一の市町村若しくは隣接市町村で発生し、かつ発生日から起算して1か月以内に発生したとき。
- (3) その他クマの出没による人身被害の拡大が危惧されるとき。
2 ただし、冬期など目撃等件数が急激に減少した場合等については、気象予報など条件に応じ、基準に関わらず前条に基づく注意報とすることができるものとする。

(注意報及び警報の発出期間)

第6条 注意報等の発出は期間を定めて行うものとする。ただし人身被害の拡大のおそれがある場合は、期間を延長することができるものとする。

- (1) 注意報の発出期間は、原則として発出した日から1か月間とする。
- (2) 警報の発出期間は、第5条(1)の場合は発出した日から1か月間とし、同条(2)又は(3)の場合は原則として発出した日から2週間とする。

(注意報及び警報の発出区域)

第7条 注意報及び警報を発出する区域は、別表1に掲げるとおりとする。

(注意報等の周知)

第8条 県は、予報を発出したときには県のホームページで周知し、注意報及び警報を発出したときは、県のホームページ等や報道機関を通じて県民に周知するとともに、別表2に掲げる関係機関にその旨を通知し、注意喚起の徹底を図るものとする。

附 則

この要領は、令和5年3月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年2月29日から施行する。

【別表1】

分類	該当条項	発出区域	備考
注意報	第4条(1)	原則として 県内全域	—
	第4条(2)		—
	第4条(3)		—
警報	第5条(1)	原則として 県内全域	—
	第5条(2)		状況に応じて、市町村単位又は圏域等により複数市町村を対象とすることができるものとする。
	第5条(3)		

【別表2】

分類	関係機関等	注意報	警報
国関係機関	環境省東北地方環境事務所	○	○
	林野庁東北森林管理局	○	○
警察	宮城県警察本部（生活安全企画課、地域課）	○	○
県関係機関	宮城県農政部（農山漁村なりわい課）	○	○
	宮城県水産林政部（林業振興課、森林整備課）	○	○
	宮城県土木部（河川課）	○	○
	宮城県教育庁（保健体育安全課）	○	○
	宮城県林業技術総合センター（環境資源部）	○	○
	各地方振興事務所地域事務所（林業振興部）	○	○
市町村	市町村（鳥獣行政担当課室）	○	○
狩猟団体	一般社団法人 宮城県猟友会	×	○
その他	その他（必要に応じ連絡が必要と判断される機関）	×	○